

よめり、

〔續日本紀八正〕養老二年五月庚子、土左國言、公私使直指土左、而其道經伊與國、行程迂遠、山谷峻難、但阿波國境土相接、往還甚易、請就此國以爲通路、許之。

〔日本紀略種武〕延暦十五年二月丁亥、勅、南海道驛路迥遠、使令難通、因廢舊路、通新道、
〔長門本平家物語九〕おりふし、伊豆の國の御家人近藤七國平と云者のはりたりけるに文覺をぐ
せさせて、南海道より伊勢路をぞくだしける、

〔倭訓栞中編十八〕にしのみち 北山抄に西の道とみゆ、西海道をいへり、日本紀同じ、

〔典籍解題二十一〕西海道、にしのみち、又にしのうみのみち、西宮或は西の道北山とよめり、民部省
圖帳には西海濱道とかけり、延喜式に、この屬國を爲遠國といふ、凡九國二島、按るに、國造本紀に、
壹岐島造、對馬縣直と書して、國造とせず、延喜式和名抄にも島と玄るせり、また文德實錄滋野朝
臣貞主上表云、九國二島郡縣闊遠云々、職原抄大宰の下に、凡當府都管九國二島とひたり、拾芥抄
にのみ西海道十一國とありて、諸國のなみに守領の名を書す、佐渡隱岐等のごときも今皆すで
に國と稱すれば、十一國とせるに玄たがふべきに似たりといへども、古書にその例すくなきを
もつて、みだりに改る事をせず、

〔續日本紀元正〕靈龜二年五月辛卯、太宰府言、豐後伊豫二國之界、從來置戍不許往還、但高下尊卑不
須無別、宜五位以上差使、往還不在禁限、又薩摩大隅二國貢進人、已經八歲、道路遙隔、去來不便、或父
母老疾、或妻子單貧、請限六年相替、並許之、

〔五街道宿御取扱筋秘書〕五海道文字之事

一。東。海。道。 海端を通候ニ付海道と可申 一。中。山。道。 只今迄仙之字書候得共、向後山之
字可書之、 一。奧。州。道。中。 右同斷 一。日。光。道。中。 右同斷 一。甲。州。道。中。 日光道